

ポーランド週報

(2023年11月2日～2023年11月8日)

令和5年(2023年)11月10日

H E A D L I N E S	
<p>政治</p> <p>ドゥダ大統領がモラヴィエツキ首相を次期首相に指名すると発表 トウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首によるヤゴドノ訪問 11月13日に上下両院における初回の本会議招集へ サヴィツキ下院議員、モラヴィエツキ首相に対する建設的不信任決議案の議会提出を示唆 政党別支持率に関する世論調査 「クキス'15」、個別の議員グループを作る可能性を示唆 ラウ外相によるベルリン訪問 ロシアによるCTBT批准撤回に関する外務省コミュニケ 陸軍部隊の新編 ガザ地区からの第三国国民の避難停止に関する外務省コミュニケ 外務省によるワルシャワ駐在のイスラエル、パレスチナ、エジプト大使招待 欧州通常戦力(CEF)条約履行停止に関する外務省コミュニケ ポーランド、ECがウクライナのEU加盟交渉開始を勧告する決定を下したことを歓迎</p>	<p>【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 2 2 6 9 6 5 0 0 5 Fax 5 0 0 6 各種証明書 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。</p>
<p>治安等</p> <p>ワルシャワ市で刺傷事件が発生 小児性愛的なコンテンツを拡散したグループの摘発 息子殺害容疑の指名手配犯が死亡</p>	
<p>経済</p> <p>ポーランド経済研究所「企業家50+」レポートの発表 ポーランドにおける外国人労働者の増加 国家財政赤字の拡大 道路運送業者がウクライナとの国境を封鎖 ヒートポンプ設置者向けの研修 ポーランドの新興企業が専門家の発掘を支援 ポーランドの自動車市場に新たなプレーヤー 電気・水素自動車の補給ステーションの設置 ポーランド、最も成長著しいヒートポンプ市場 ワルシャワを訪れる観光客数が回復 Orlen、「フォーチュン500ヨーロッパ」ランキングで44位にランクイン 約70%のポーランド人が原子力エネルギーに賛成 欧州のAI研究機関がワルシャワ支部を開設</p>	

<p>大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い マイナンバーカード取得のお願い 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 旅券のオンライン申請等の開始について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事</p>	
<p>在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp</p>	

政 治
内 政

ドゥダ大統領がモラヴィエツキ首相を次期首相に指名すると発表【6日】

6日、ドゥダ大統領は、モラヴィエツキ首相に時期政府の組閣を行う使命を授けるとともに、「第3の道」(TD)から当選を果たした「農民党」(PSL)所属のサヴィツキ下院議員を臨時下院議長(Senior Marshal と呼ばれ、大統領によって指名を受け、正式な下院議長が任命されるまでの間、初回の議事進行をする役割を担う。)に任務を与えると発表した。モラヴィエツキ首相は、X(旧ツイッター)に投稿を載せ、ドゥダ大統領から託された使命は大きな名誉であると同時に挑戦でもあると述べた。他方、トウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首は、なぜドゥダ大統領がなぜモラヴィエツキ首相をこのような屈辱にさらすのか理解できないとコメントした。

トウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首によるヤゴドノ訪問【6日】

6日、トウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首は、ヴロツワフ近郊のヤゴドノを訪問した。ヤゴドノは、10月15日に行われた議会選挙において、投票に来た人々が午前3時まで列に並んでいたことで知られる。トウスクPO党首は、「各党は独立記念日までに連立協定の初期段階を整えることになる。金曜日には、連立交渉に臨んだ各党党首らが、連立を組むことは事実であると公に確認できる。」と述べた。

11月13日に上下両院における初回の本会議招集へ【7日】

7日、ドゥダ大統領は、第10期下院と第11期上院の初回本会議を招集する公式決定を下した。下院は11月13日12時に、上院は11月13日16時に、それぞれ初回の本会議を開く。また、下院ではサヴィツ

キ下院議員(「農民党」(PSL))が、上院ではセヴェリンスキ上院議員(「法と正義」(PiS))が、それぞれ臨時議長の職務を授けられることになった。

サヴィツキ下院議員、モラヴィエツキ首相に対する建設的不信任決議案の議会提出を示唆【7日】

7日、ドゥダ大統領から臨時下院議長に就くよう指名を受けたサヴィツキ下院議員(「農民党」(PSL))は、第2回下院本会議が開かれる際にモラヴィエツキ首相に対する建設的不信任決議案が提出される可能性が残っていると示唆した。同決議案は、モラヴィエツキ首相が所信表明演説を行って下院の信任を乞う前に投票に付すことができるかもしれず、また、野党による政権樹立のタイミングを早められるかもしれないという。建設的不信任決議案の提出とは、通常の不信任決議案の提出に加え、次期首相候補を挙げることを指す。

政党別支持率に関する世論調査【7日】

7日、IBRiSが行った政党別支持率に関する世論調査結果が発表された。同社は、議会選挙が行われてからは初めて世論調査を実施した。「法と正義」(PiS)が32.6%の支持を得て首位に立った。2位の座を占めたのは、「市民連立」(KO)で支持率は29.2%であった。「左派」は9.1%の支持を集め3位につけた。「農民党」(PSL)と「ポーランド2050」はそれぞれ7.8%と7.6%の支持を得て4位と5位の座に就いており、合計すると「第3の道」(TD)として実際に集めた支持率を超える結果が出た。「同盟」は7.0%の支持を得て全体の6位であった。なお、質問に対し「わからない」と回答した割合は、5.6%であった。

「クキス」15、個別の議員グループを作る可能性を示唆【8日】

8日、ジェチポスポリタ紙は、「クキス」15に属する3名の下院議員たちは、自分たちの政治的要求が満たされない限り、会派「法と正義」(PiS)には加わ

らないと発表した旨を報じた。同議員たちは、個別の議員グループであり続ける決意を固めているという。他方、シチガイ社会統合担当大臣を含む、クキス下院議員と協力関係を持つ2名の下院議員たちは、会派PiSに属する決定を下したという。

外交・安全保障

ラウ外相によるベルリン訪問【2日】

2日、ラウ外相は、ベルリンで開かれたEU外相会議「より大きくより強いEU—EU拡大と将来的なメンバー国の加盟に向けた準備—」に出席した。同外相は、ポーランドは確立された原則と実質的な基準に則ってEU拡大政策を継続することには賛成であるが、条約改正には反対であることを強調した。同外相は、「我々にとって特に重要なのは、制裁のような政治的に困難な問題についても、加盟候補国の外交政策を共通外交・安全保障政策と調和させるプロセスである。」と指摘した。また、同外相は、EUの特定多数決方式によって決定を下せる範囲の拡大について、ポーランドは懐疑的であると強調し、欧州統合の将来にとって戦略的に重要な意味を持つ問題については、新しい制度サイクルの中で議論を行い、決定を下すべきであると付言した。同外相は、「ポーランド政府は、特定多数決方式の適用範囲の拡大が必ずしもEUの効率化に繋がるとは考えておらず、むしろEUにおける既存の危機や加盟国間の相違を深化させるリスクがあると考えている。また、このような解決策は、共通外交・安全保障政策の形成において一部の加盟国が持つ優位性を強化し、ひいてはEUの政治的一体性を損なう危険性をはらむ。」と述べた。

ロシアによるCTBT批准撤回に関する外務省コミニケ【2日】

2日、外務省は、ロシアによる包括的核実験禁止条約(CTBT)の批准撤回に重大な懸念を抱いている旨の声明を発出した。声明には、「このような決定が下されたのは、ロシアがウクライナに対して違法な侵略を行い続け、何か月にもわたり無責任なレトリックと核の威嚇が使われてきた中のことであった。今回講じられた不当かつ前例のない措置は、国際安全保障体制のさらなる弱体化を意味する。集団的な核不拡散と軍縮の取組を次々と覆すモスクワの意図的なシナリオに合致するものである。」と書かれている。ポーランドは、1999年にCTBTを批准した。

陸軍部隊の新編【3日】

3日、ブワシュチャク国防大臣は、ワルシャワから南東約70Kmに位置するノヴェ・ミアスト・ナド・ピリツオンにおいて、ポーランド軍の6番目の機械化師団として第8歩兵師団を新編することを明らかにした。第8歩兵師団の名は戦時中の国内軍の第8歩兵師団に由来しており、来年80周年を迎えるワルシャワ

蜂起に敬意を示すものである。新たな師団の司令部はノヴェ・ミアスト・ナド・ピリツオンに設置され、他の師団と同様に2コ機械化旅団及び各1コの自動車化旅団、装甲旅団、砲兵旅団、後方支援連隊、対戦車連隊、防空連隊、司令部大隊、偵察大隊、化学防護大隊により構成される。

ガザ地区からの第三国国民の避難停止に関する外務省コミニケ【5日】

5日、外務省は、ガザ地区からの第三国国民の避難停止に関するコミニケを発出した。外務省は、イスラエル及びエジプトから、ガザ地区からの外国人避難の一時停止に関する情報を得たため、ポーランド国民がガザ地区から避難することは当面不可能であることを通報するとともに、「このような状況に置かれる中、外務省は、ポーランド国民がガザ地区に滞在している間は常に命が危険にさらされ、特に子どもたちに苦しみをもたらすことを、憤りを込めて強調する。ポーランド当局がエジプト側で国民の避難を待っているにもかかわらず、3週間もガザ地区に滞在しているポーランド人が未だ退避できていないという事実は、いかなる状況においても正当化されない」と我々は考えている。」と述べた。

外務省によるワルシャワ駐在のイスラエル、パレスチナ、エジプト大使招待【6日】

6日、ヤブウォンスキ外務次官は、ポーランド駐在のイスラエル、パレスチナ、エジプト大使と外務本省にて緊急会合を開き、ガザ地区とエジプトを結ぶラファ検問所の再度開通と同検問所を経由したポーランド国民の避難に関する協議を行った。同次官は、ラファ検問所を再度開通させ、特にポーランド国民が遅滞なく避難できるようポーランドが要求していることを強調した。現在ガザ地区には、ポーランド人29人を含む約5～6千人の第三国国民が残っているという。また、同次官は、ポーランドがハマスのテロ行為やその他の犯罪行為、特に10月7日から行われている攻撃を強く非難することを改めて表明した。ポーランドはまた、民間人を「人間の盾」として使用することに断固反対し、ハマスによって拘束されている人質の即時解放を要求した。同時に、同次官は、すべての軍事行動は、拘束力を持つ国際法及び人道法の原則に則り、民間人の保護が確保された上で実施されなければならないと強調した。

欧州通常戦力(CEF)条約履行停止に関する外務省

コミュニケ【7日】

7日、外務省は、NATO加盟国による欧州通常戦力条約(CFE条約)の履行停止に関する声明を発売した。声明文には、「ロシアが国際法、特にCFE条約に反する行為をしていることを受け、このような立場がとられた。ロシアは、2007年以降CFE条約に基づく義務を果たしていない。2022年には、ロシアはベラルーシの参加を得つつ、CFE条約の締約国であるウクライナに対し、またも武力行使の禁止原則に明白に違反する行為をとった。11月7日、ロシアは公式にCFE条約の締約国ではなくなった。CFE条約の締結時からは根本的な事情の変化が生じているこのような状況のもとでは、ポーランドはCFE条約を履行する義務を負い続けることはできない。(中略)

同時に、ポーランドは、CFE条約の破棄を含め、国際法における根拠に基づいて将来さらなる措置を講じる可能性を排除するものではない。」と書かれている。

ポーランド、ECがウクライナのEU加盟交渉開始を勧告する決定を下したことを歓迎【8日】

8日、欧州委員会(EC)がウクライナ、モルドバ、ボスニア・ヘルツェゴビナのEU加盟交渉の開始とジョージアへのEU加盟候補国の地位の付与を勧告する決定を下したことについて、ドゥダ大統領は喜びの意を表した。ポーランド外務省は、祝意を表し、12月にEU首脳によってポジティブな決定が下されることに対する期待を表明した。

治 安 等

ワルシャワ市で刺傷事件が発生【3日】

3日朝、ワルシャワ市のビエラニ地区とウオラ地区で、男(37歳)が鉈(なた)で無作為に歩行者2人を襲撃する事件が発生した。歩行者2人は負傷したが、命に別状はなかった。

ワルシャワ地方検察庁によると、容疑者の所持品から、鉈、催涙スプレー、警棒等が押収された。容疑者には殺人未遂等計6件の容疑がかけられており、有罪となれば終身刑が言い渡される可能性がある。

小児性愛的コンテンツを拡散したグループの摘発【3日】

3日、中央サイバー犯罪対策局(CBZC)は、インターネット上で小児性愛的なコンテンツを拡散していた64人のグループを摘発したことを発表した。

同局は、10月22日から30日にかけて、「カルロ

ス」と称する作戦のもと、全国規模で職員400人を動員して106回の捜査を実施し、違法コンテンツ約35万件が保存された約1,200台のスマートフォンやPCを押収した。

息子殺害容疑の指名手配犯が死亡【7日】

7日、グダンスク地方検察庁は、6歳の息子を殺害した容疑で指名手配され、グディニャ近郊の森林地帯で捜索が続いていたグジェゴシュ・ボリス氏(44歳)が6日に溺死していたことを発表した。

男の遺体は、息子が死亡したグディニャの事件現場からほど近い池で発見され、死後約2週間が経過していた。検察庁によると、直接の死因は溺死であったが、こめかみに空気銃による銃創が見つかっており、自殺未遂の可能性もあるという。

経 済

経済政策

ポーランド経済研究所「企業家50+」レポートの発表【9日】

ポーランド経済研究所(PIE)は「起業者50+」レポートを発表した。統計データと調査結果によると、他国と比較して、ポーランドでは自営業者が他人を雇用している起業者よりも多い。ポーランドでは、50歳以上で事業を営む人の5人に1人が従業員を持っており、EUでは3人に1人が従業員を持っている。ポーランドでは年金受給年齢間近の多くの人々にとって、自営業が労働市場にとどまる方法とされている。そのため、50歳の起業者のほとんどは、職を失うか退職したために起業をしている。2022年には、50歳以上の人々が新たに35,000社を設立した。これは2022年に設立される単身企業の12%に相当する。彼らの多くは貿易や建設業に従事しており、ほぼ10分の1が専門的、科学的、技術的活動や加

工業に従事している。50歳以上で起業者は男性が多いが、年金受給年齢後では女性の起業者が多い。年金受給年齢後に起業者のほとんどは高等教育か中等教育を受けており、まれに初等教育しか受けていない人もいる。

ワルシャワ経済大学のドミンチャク教授は、自営業者と年金受給年齢後の従業員との間で税金や保険料の負担に差があることが、現在の雇用主や関心のある人自身の起業を促すという事実注目し、税負担の不平等と年金受給年齢の低さは、50歳以上の人々の潜在能力を大きく失わせる結果となり、専門的な経験と能力を持つ人々(しかも年金受給年齢間近の人々)は、経験のない若い人々よりも市場での競争にうまく対処できると分析している。

ポーランドにおける外国人労働者の増加【9日】

求人数は前年比2桁減にもかかわらず、ポーランドで働く外国人労働者の数は増加の一途をたどっている。10月末現在、130万人の外国人労働者が障害・年金保険に加入している。これは9月より13,000人多く、2022年末の61,000人を上回っている。10月だけで7500人のウクライナ人が社会保障事務所(ZUS)に登録した。昨年と比較すると、他国(主にベラルーシとインド)からの外国人の増加が非常に大きい。

登録労働者の多くは、マゾビエツキエ県、ヴィエルコポルスキエ県、ドルノシロンスキエ県で働いている。例えば、自動車関連企業の85%が外国人を雇用しており、39%が今後3ヶ月以内に外国人を雇用する意向を示している。

外国人労働者の需要は、ポーランドの人口動態と労働市場の構造的変化、すなわち、生産年齢人口の減少、若い世代の能力、教育、願望の絶え間ない変化によってもたらされている。

ポーランドの労働者不足が深刻化していることに加え、ポーランドの専門職(産業・建設労働者など)におけるウクライナからの労働者も不足している。ウクライナからの徴兵年齢の男性の出国禁止も、他国からの労働者の需要を高めている。今年1月以降、ZUSに登録されたウクライナ人は23,000人を下回った。他国からの労働者はその2倍が登録されている。

国家財政赤字の拡大【3日】

ポーランド産業動向

道路運送業者がウクライナとの国境を封鎖【6日】

6日、ポーランドのトラック運転手たちが、ウクライナの道路運送会社との不公平な競争に抗議するため、ドロフスク、フレベンネ、コルチョヴァにおけるポーランド・ウクライナ国境の通行の封鎖を開始した。彼らは1時間に1台しかウクライナ行きのトラックの通過を許可せず、ポーランドからウクライナへは3台以上のトラックを通して。運転手たちは、人道支援や軍事装備を運ぶ企業を除き、ウクライナの企業が物資を運ぶ際の営業許可の導入を要求するとともに、ウクライナ戦争開始後に設立された企業の営業許可を停止することも要求しているが、もはや、人道支援物資、食料品、燃料を運ぶトラックも封鎖の対象から外されていない。

ウクライナへの入国を待つトラックの長い列は拡大しており、ドロフスクでは6日現在28kmに及んでいてフレベンネでは約900台の重量物車両が列をなしているため、約90時間待たなければならない。

ヒートポンプ設置者向けの研修【7日】

財務省は、欧州委員会(EC)に提出した10月の財政通知で、2023年の財政赤字が過去最高となる計画を確認した。赤字額は1,921億ズロチ(GDPの約5.6%)に達する見込みで、そのうち予算法に計上されている国家財政赤字は920億ズロチのみである。中央予算外の残りの1000億ズロチのうち、約660億ズロチはいわゆる予算外基金によって吸収される金額である。

BGK銀行が管理する基金のうち、Covid-19基金の赤字はGDPの0.8%(約275億ズロチ)、援助基金は0.3%(約100億ズロチ)、国家道路基金は0.2%(69億ズロチ)に達する見込みである。

救援基金(2022年設立)は、難民支援を含むウクライナ支援のための資金を提供する。国家道路基金はポーランドの道路投資の一部を賄う。

Covid-19基金の支出は400億ズロチに達し、エネルギー危機の影響を克服するために割り当てられる(約220億ズロチ)。これは主に、個人消費者向けの電気料金の凍結費用に関するものである。「法と正義」(PiS)政権はまた、「Covid-19基金」の下で、今年170億PLNもの地方政府の投資を支援することを計画している。また、第14回目の年金を正味2200ズロチ(90億ズロチ)に増額するために、PiSが追加予算を計上する可能性もある。

財務省は11月2日、BGK銀行が管理する資金の支出が9月に151.2億ズロチ、9ヶ月後には859億ズロチに達したと報告した。

ポーランド・ヒートポンプ技術開発機構(PORT P C)によると、ポーランドで販売されたヒートポンプの台数は、1年前の時点で92,700台であったところ、現在は203,300台に達した。ところが、欧州全体と同様、ポーランドでも数千人のヒートポンプ設置者が不足していることから、ポンプ市場で事業を展開するWoltair社は、本年10月、将来のグリーン熱・エネルギー源の設置者を対象とした研修センターをワルシャワに開設した。11月第2週においては3回連続で研修が行われ、それぞれ約20人が受講した。同社は、週2回開催しているチェコと同様、研修の頻度を増やす計画で、ポーランド全土でモバイル研修を導入することも検討している。現在、年間約2,000人の研修が可能としている。

ポーランドの新興企業が専門家の発掘を支援【7日】

ポーランドのスタートアップ企業 Redegate社は、企業のニーズに合ったスキルや専門知識を提供し、有名な専門家を迅速かつシームレスに企業に提供する。同社のCEOであるグジェゴシュ・ガブロンスキ氏は、72時間以内に誰が利用可能で、どのような資格

を持っているかを知ることができるだけでなく、この間に専門家の能力を確認し、紹介状の信憑性をチェックすることもできると指摘している。同社は17カ国で事業を展開する合計160社のポーランド企業及び多国籍企業と提携している。

ポーランドの自動車市場に新たなプレーヤー【7日】

バッテリー電気自動車と燃料電池電気自動車の大型・中型車両を幅広く提供するドイツのクアントロンは、ポーランド市場に参入する計画を発表した。ポーランド市場では、水素電気自動車デリバリーバン、電気自動車デリバリーバン、水素電気自動車トラックユニット、電気自動車バスの複数のモデルを提供する予定である。クアントロン・ポルスカのヤツェク・グルジベック代表取締役は、「輸送業界は画期的な変化に直面している。今こそ、EUの目標を達成するために、国の法律と輸送業界が適応する時だ。私たちは、より良い持続可能な未来への道を歩むパートナーだ。」と語った。

電気・水素自動車の補給ステーションの設置【8日】

2024年4月、代替燃料インフラ整備のためのEU規制「AFIR」が施行され、自動車やトラック用の急速充電ステーションや水素補給ステーションの建設が義務付けられている。ポーランドでは、A1、A2、A4、S3、S7、S8高速道路を含む75,000kmの道路沿いに建設されなければならない。国道・高速道路当局（GDDKiA）は、AFIR準拠の乗用車用の補給ステーションを建設する166ヶ所の高速道路サービスポイント（MOP）と駐車場が選定され、トラック用にも同数のMOPが選定された。これらは2030年までに完成する予定である。

補給ステーションは、乗用車用では60kmごと、トラック用では60～100kmごとに設置され、合計で300以上の補給ステーションが建設される予定である。また、GDDKiAは水素補給ステーションが稼働する34ヶ所も準備しており、建設には既存のMOPへの

投資だけでなく、新たなMOPの建設も必要で、GDDKiAは46ヶ所のMOPの建設を計画している。

ワルシャワを訪れる観光客数が回復【8日】

ワルシャワ観光局の報告書「ワルシャワの観光」によると、2022年にワルシャワには900万人の観光客が訪れ、そのうち710万人がポーランド人で、190万人が海外（主にドイツと英国）からの観光客であった。これは2021年と比較して78%増、2019年のパンデミック前の水準からわずかに11%減である。観光客に最も人気があるのは、ワジェンキ公園、ヴィラヌフ宮殿、王宮、コペルニクス科学センター、PGE国立競技場などである。

ポーランド、最も成長著しいヒートポンプ市場【8日】

欧州ヒートポンプ協会 のデータを引用した Zero Carbon Analytics 社のレポートによると、ポーランドはEUで最も急成長しているヒートポンプ市場だ。2022年にポーランドに設置された暖房器具の3分の1がヒートポンプであり、これは2021年と比較して100%強の増加である。同報告書によると、分析対象となったEU21カ国全体で、昨年は過去最高の300万台のヒートポンプが販売され、これは前年比38%増に相当し、稼働中のヒートポンプの総数は2,000万台に達した。

Orlen、「フォーチュン500ヨーロッパ」ランキングで44位にランクイン【9日】

国営石油・ガス企業 Orlen は、2022年の売上高総額623億ドルに基づき、「フォーチュン500ヨーロッパ」ランキングの44位を確保した。この多国籍エネルギー複合企業は、ポーランド、チェコ、ドイツ、リトアニア、スロバキア、ハンガリー、カナダ、ノルウェー、パキスタンの市場で事業を展開している。Orlen はポーランド企業で最高位。同社は昨年の216位から順位を上げた。

エネルギー・環境

約70%のポーランド人が原子力エネルギーに賛成【9日】

エネルギー規制庁と Social Research Studio による調査によると、ポーランドの80%以上の家庭がエネルギー危機による電気・ガス料金の値上げを経験していることが明らかになった。さらに、回答者の約70%がポーランドにおける原子力発電所の建設を支

持している。特筆すべきは、45%が自宅近くに原子力発電所プロジェクトを受け入れる意向があることである。この調査では、社会的に公正で競争力のあるエネルギー移行の重要性が強調されており、91%が主要な電力源として石炭、次いで76%が再生可能エネルギー、72%がガスを挙げている。

科学技術

欧州のAI研究機関がワルシャワ支部を開設【7日】

7日、欧州各地にある40の人工知能（AI）研究機関が加盟するネットワーク ELLIS（European Laboratory for Learning and Intelligent Systems）は、ワルシャワ支部を開設し、ポーランド国立研究開発

センターに所属するAI分野の研究開発センターである IDEAS が ELLIS に加盟した。この支部の目的は、AIにおけるポーランドの地位を強化し、欧州及び世界におけるAI技術の未来に向けた革新的なソリューションを育成することである。ELLISは優れた研究者

間の協力関係を構築し、地域のAIハブとして新たな研究機関を設立することを目指しており、ワルシャワ支部は、ポーランドと欧州の科学者がAIを共同研究

するハブとしての役割を果たし、専門的な研修と教育イニシアティブを通じて、次世代のAIイノベーターを育成することとしている。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q&A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。

●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引っ越し、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正（平成30年）に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

旅券のオンライン申請等の開始について

2023年3月27日から旅券の申請手続きをオンラインで行うことができるようになりました。オンライン申請を行っていただければ、在外公館に来館する必要はなくなりますので、是非ご活用下さい。オンライン申請を行うためには、スマートフォンへの在留邦人用旅券申請アプリのインストールやオンライン在留届（ORRネット）への登録が必要となります。なお、新規旅券の受取は、引き続き当館に来ていただく必要がありますのでご留意下さい。

詳細：<https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100484349.pdf>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

文化行事・大使館関連行事

【開催中】 展覧会「着物とは、着る物のことだ」【2023年7月21日（金）～11月26日（日）】
ヴロツワフ市ヘンリク・トマシェフスキ演劇博物館で、展覧会「着物とは、着る物のことだ」が開催中です。日本の伝統文化や日本のファッションを紹介する展覧会です。入場は有料です。
開催場所：Muzeum Teatru im. Henryka Tomaszewskiego, Pl. Wolności 7A, Wrocław

【予定】 展覧会「歌川広重」【2023年11月17日（金）～2024年5月5日（日）】
クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「歌川広重」が開催中です。歌川広重の作品を紹介する展覧会です。入場は有料です。
開催場所：Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Kraków

【予定】 日本-ポーランド、インダストリアルフォーラム【2023年11月27日（木）15:30～22:00】
株式会社「Yokogawa Polska」の開催による「日本-ポーランド、インダストリアルフォーラム」が開催される予定です。産業及びエネルギー分野におけるポーランド企業と日本企業の協力を促進するイベントです。
開催場所：Radisson Collection Hotel, Warsaw

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせEメールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)